2008年11月13日 (平成20年)

藤沢市長 海 老 根 靖 典 様

藤沢市個人情報保護制度運営審議会会長 畠山 鬨之

くらし・まちづくり会議に関することに係るコンピュータ処理に ついて(答申)

2008年10月29日付けで諮問(第353号)されたくらし・まちづくり会議に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、当審議会で既に認められているところであり、改めて審議会の意見を聴く必要はない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う 必要性は次のとおりである。

(1) 地域活動等に関するアンケート調査の概要

鵠沼地区においては、自治(町内)会活動を始め社会福祉協議会活動など、様々な地域活動が活発に行われている。しかし、一方では高齢化や役員のなり手がいないというのも各団体における大きな悩みとなっているのが実情である。

このような中、昭和22年から昭和27年生まれのいわゆる「団塊の世代」の方々の多くが2010年頃までに会社を定年で退職するのに伴い、様々な分野での豊富な知識と社会経験を持った市民の方々にいかに地域づくりに参画してもらうかが今後の大きな課題となっている。

そこで、当センターでは地域活動のより一層の充実及び活性化を図るために、 地域の住民が「今後どのような生き方や活動を行おうと考えているのか」「ど のような行政支援を考えているのか」等の考え方を把握するため、地区内の 50歳代から60歳代までの方々を対象にアンケート調査を行うものである。

(2) 個人情報の抽出においてコンピュータ処理を行うことについて

個人情報の抽出作業は、市内鵠沼地区に居住する50~65歳11,084人から無作為抽出法で750件を抽出し、住所、性別(男375名・女375名同数を抽出)、各々の生年月日を記載した調査対象者名簿を作成するものであるが、抽出数が多いため、コンピュータ処理を行うことが必要となるものである。

(3) 安全対策について

調査は、藤沢市(鵠沼市民センター)で実施する。

収集した紙ベースの調査対象名簿及び宛名ラベルついては、次のとおり個人情報の管理に努める。

ア その職務に当たる担当職員のみが利用する。

イ 引き渡された目的以外の利用はしない。

ウ 責任者を鵠沼市民センター長と定め、紛失等の事故が生じないように暗証 番号式の鍵のかかる場所に保管する。

エ 調査対象名簿は、お礼状等作成後、速やかにシュレッダーにかけ廃棄する。

(4) 実施時期について

個人情報の抽出時期は2008年12月上旬を予定している。アンケート調査は2008年12月下旬から2009年1月中旬を予定している。

- (5) 提出資料
 - ア 個人情報取扱事務届出書
 - イ 地域活動等に関するアンケート調査のお願い
 - ウ アンケート等のための対象者一覧及び宛名ラベル打ち出し

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

住民基本台帳に記載されている住所、氏名、性別、生年月日のいわゆる基本4情報を住民基本台帳所管課以外の課等が利用して対象者を抽出し、出力するコンピュータ処理を行うことは、昭和63年4月11日開催の当審議会で合意を得ているところである。

実施機関の説明によれば、本件処理は、住民基本台帳の基本4情報を利用して対象者を抽出し、調査対象名簿及び宛名ラベルを出力するコンピュータ処理を行うものであり、合意した処理の範囲内で行われることが認められる。

よって、本件コンピュータ処理を行うことは、当審議会で既に合意済であるから改めて審議会の意見を聴く必要はなく、実施機関の判断と責任において実施されるべきものである。

以 上